

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	産業創出課	検索番号	4 - 2
法令名	愛媛県産業技術研究所使用規則	根拠条項	第9条第1項	
許認可等	使用登録			
(根拠規定)				
愛媛県産業技術研究所使用規則				
(使用登録)				
第9条 別表第2 2の項に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ愛媛県産業技術研究所使用登録申請書(様式第4号。以下「使用登録申請書」という。)に連帯保証人の誓約書を添えて知事に提出し、その登録を受けなければならない。				
2 別表第2 1の項に掲げる施設を定期的に使用しようとする者は、使用登録申請書を知事に提出し、その登録を受けることができる。				
3 知事は、前2項の規定による登録の申請があった場合において、登録が適当であると認めるときは、当該申請をした者を登録するものとする。				
4 知事は、前項の登録をしたときは、当該登録を申請した者に対して愛媛県産業技術研究所使用登録証(様式第5号。以下「登録証」という。)を交付するものとする。				
5 第1項又は第2項の規定により登録を受けた者(以下「登録者」という。)は使用登録書の記載事項に変更が生じたとき、又は登録証を破り、汚し、若しくは失ったときは、速やかにその旨を記載した届出書を知事に提出しなければならない。				
6 第4項の規定は、前項の届出書の提出があった場合について準用する。				
(許認可等の基準)				
愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター共同研究室運営要綱				
(使用の登録)				
第4条 共同研究室の使用の登録(以下「登録」という。)を受けようとする者は、規則第9条第1項に規定する愛媛県産業技術研究所使用登録申請書(以下「使用登録申請書」という。)に連帯保証人の誓約書を添えて、センター長に提出するものとする。				
2 センター長は、前項の規定により登録の申請があったときは、使用登録申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、当該申請書を受理するものとする。				
3 センター長は、使用登録申請書を受理したときは、原則として、申請者が使用料を滞納するおそれがない場合に限り登録することとし、登録をしたときは、遅滞なく、当該申請をした者に対し愛媛県産業技術研究所使用登録証を交付するものとする。				
4 登録の期間は、2年以内とする。				